

## 不正受給事業主等のホームページでの公表について

障害者雇用納付金制度に基づく助成金（以下「助成金」といいます）の不正受給（※）を行った事業主等は、当機構ホームページで公表します。  
公表の内容等は以下のとおりです。

### ※ 不正受給とは

不正受給とは、偽りその他不正の行為（以下「不正行為」（注）といいます。）により、本来、受けることができない助成金を受給することまたは受給しようとするをいいます。

したがって、助成金受給後に不正受給が発覚した場合のみではなく、**不正行為による認定申請や支給請求（以下「申請等」といいます。）を行い、当機構での審査の過程で不正が発覚した場合や不正行為により申請等を行い、その後これらの取下げを申し出た場合も不正受給として取り扱います。**

（注） 「不正行為」には、詐欺、脅迫、贈賄等、刑法に抵触する行為のほか、故意に申請書等に虚偽の記載を行ったり、偽りの証明を行うこと等も含まれます。

また、助成金の申請または請求ができない事業主等が、偽って申請等を行うことも不正行為に該当します。

### 1 公表対象となるもの

- (1) 平成25年4月1日以降に受理された認定申請に係る不正受給事案
- (2) 平成25年3月31日以前に受理された認定申請または既に認定を受けた申請に係る支給請求のうち、平成26年4月1日以降に受理された支給請求に係る不正受給事案

### 2 公表内容

- (1) 事業主等の名称および代表者の氏名
- (2) 事業所の名称、所在地および事業の概要
- (3) 不正受給に係る金額および内容

### 不正受給を行った場合の措置

不正受給を行った場合、ホームページでの公表のほか、以下の措置を執ります。

- 1 既に認定を受けている場合、当該認定の取消し
- 2 既に支給を受けている場合、支給した助成金の返還（延滞金が付加されます。）
- 3 5年間の助成金不支給措置

※ 手段が悪質な場合などは、刑事事件として告訴することがあります。